

離職等によって住宅を失っている又はそのおそれのある方へ ～住居確保給付金のご案内～

○住居確保給付金の概要

離職又は自営業の廃止（以下「離職者等」という）により経済的に困窮している方又は休業等により収入が減少し、離職等と同等程度の状況にある方で就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を失っている方又は失うおそれのある方を対象として、3ヶ月間賃貸住宅の家賃補助として住居確保給付金を支給するとともに、常用就職に向けた支援を行う事業です。

○住居確保給付金の支給要件

※離職者等については、支給申請時に以下の①から⑧のいずれにも該当する方が、対象となります。

※休業等により収入が減少した者については、支給申請時に、②以外いずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又は休業等による収入減少により経済的に困窮し、住宅を失った方又は賃貸住宅に居住し住宅を失うおそれのある方
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である方（離職者等のみの要件）
- ③ 離職等又は休業等で収入が減少するまでの間、自らの就労等により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方
（離職時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている方も対象となります。）《同一世帯の他の方からの申請はできません》
- ④ 公共職業安定所に求職申し込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方
- ⑤ 申請日における、申請者及び世帯員の収入の合計額が、以下の金額であること
《算定する収入の範囲：就労等収入・公的給付等・親族等からの継続的な仕送り》

【収入要件】

□ = 基準額（※基準額とは、名護市の条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額を収入額に換算し1/12を乗じて得た額）

世帯人数	収入合計額 (※1)		世帯人数	収入合計額 (※1)	
1人	7.8万円	+家賃額 (※2) 以下	6人	24.2万円	+家賃額 (※2) 以下
2人	11.5万円		7人	27.5万円	
3人	14.0万円		8人	30.8万円	
4人	17.5万円		9人	33.7万円	
5人	20.9万円		10人	36.6万円	

（※1）給与収入の場合税引前の総支給額・（※2）家賃額は上限あり。パンフレット裏面の支給上限額を参照。

（申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険失業給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出書類等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱う。）

- ⑥ 申請者及び世帯員の金融資産（預貯金及び現金）の合計が次の金額以下であること

【資産要件】

世帯人数	金融資産額 (※1)	世帯人数	金融資産額 (※1)
1人	468,000円以下	3人	840,000円以下
2人	690,000円以下	4人以上	1,000,000円以下

- ⑦ 申請者及び世帯員のいずれもが、国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び世帯員が受けていないこと。《金融資産の範囲：預貯金・現金》
- ⑧ 申請者及び世帯員のいずれもが暴力団員でないこと。

○住居確保給付金の支給額

◎月ごとに家賃額（上限あり）を支給

上 限 額

○単身世帯：32,000 円

※ただし、床面積（専有面積に限る）が、15 m²以下の場合は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

11 m ² ～15 m ²	7 m ² ～10 m ²	6 m ² 以下
29,000 円	26,000 円	22,000 円

○複数者世帯

- ・ 2人世帯：38,000 円
- ・ 3～5人世帯：41,000 円
- ・ 6人世帯：45,000 円
- ・ 7人以上：49,000 円

※申請日の属する月における申請者及び申請者と世帯員の収入合計額が基準額を超える場合については、次に掲げる計算式により算出される金額が支給されます。

$$\text{支給額} = \text{家賃額}^{(*)} - (\text{月の世帯の収入額} - \text{基準額})$$

(※) 家賃額が上限額を超える場合は上限額を記入

※アパート等の敷金、礼金、共益費、駐車場代、管理費、滞納している家賃、引っ越し費用等は、支給対象外です。

○住居確保給付金の支給期間

◎3ヶ月間とします。

※一定の要件を満たす場合には、申請により3ヶ月ごとに9ヶ月までの範囲内で支給期間を延長(再延長)することができます。

○住居確保給付金の支給方法

◎住宅の貸主、又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ直接振込ます。（他の方法は不可）

※住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適切受給に該当することが判明した場合は、支給した額を返還して頂きます。

○住居確保給付支給期間中の就職活動要件

◎支給対象者は、支給期間中に常用就職に向けた就職活動(次の1～3)を行って頂きます。

1. 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること
2. 毎月4回以上、名護市福祉事務所まで来所し常用就職に向けた活動の報告及び就労支援員の面接等の支援を受けること
3. 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること

※休業等により収入が減少した者は、副業や転職を視野に入れた職業相談を公共職業安定所や自立相談支援機関と行うこと（1、3については求めない）

○制度のお問い合わせ先

名護市役所 生活支援課 生活サポート係【くらしと仕事の応援センター さぼんちゅ】

電話：0980-53-1212（内線244）

相談受付時間：午前9時 ～ 午後4時（月～金曜日／祝祭日・慰霊の日・年末年始を除く）